2 (1) 借款は、ミャンマー連邦共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b) 利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後二年とする。

(2) (1)に規定する借款契約は、両政府とＪＩＣＡとの間の必要な調整の後に締結される。

(3) (1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 借款は、ミャンマー連邦共和国の権限のある当局が日本の債権者への債務の返済のために将来行う予算支出を対象として使用に供され、計画の実施を通じてミャンマー連邦共和国の経済の安定及び開発努力の促進に貢献する。

4 ミャンマー連邦共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してミャンマー連邦共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

5 ミャンマー連邦共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

6 (1) ミャンマー連邦共和国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを日本国政府が提供する。

(a) 借款の使途及び計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b) 借款及び計画に関連するその他の情報

(2) 両政府は、(1)に規定する情報及び資料に基づいて、共同して借款の使途及び計画の実施の進捗状況を随時検討及びモニターし、必要に応じ、借款の適正な使用及び計画の効果的かつ円滑な実施を確保するために適当な措置をとる。ＪＩＣＡは、その検討及びモニターに参加するよう招かれる。

7 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年一月十五日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国駐在

日本国特命全権大使　沼田幹男

ミャンマー連邦共和国

財務・歳入副大臣　リン・アウン閣下

（ミャンマー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年一月十五日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国

財務・歳入副大臣　リン・アウン

在ミャンマー連邦共和国

日本国特命全権大使　沼田幹男閣下

○外務省告示第三十六号

平成二十五年一月十五日にネーピードーで、債務救済措置（債務免除方式）に関する次の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

平成二十五年二月一日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、日本国の借款に関してこの書簡の付表に掲げる日に日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡」という。）、開発途上国の債務及び開発の問題について千九百七十八年三月十一日に国際連合貿易開発会議第九回特別貿易開発理事会第三会期において採択された決議第百六十五号並びに二千十二年四月二十一日付けの「日本・ミャンマー首脳会談に関する共同プレスステートメント」に関し、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1 債務免除方式による債務救済措置が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

2 (1) 免除される債務は、従前の書簡に従って締結された借款契約に基づく次の債務（以下「債務」という。）から成る。

(a) 二千三年四月一日以後に弁済期限の到来したか又は到来する全ての元本

(b) 二千三年四月一日から二千十二年三月三十一日までの間（両期日を含む。）に弁済期限の到来した全ての契約上の利子

(c) 二千十二年三月三十一日以前に生じ、かつ弁済期限の到来していない全ての契約上の利子

(2) 二千十二年三月三十一日時点における債務の総額の見積りは、千二百七十四億三千十二万千八百七円（一二七、四三〇、一二一、八〇七円）である。

(3) (2)に規定する総額は、ミャンマー連邦共和国政府及びＪＩＣＡが行う最終的照合の後に、日本国政府及びミャンマー連邦共和国政府の権限のある当局間の相互の同意により修正されることがある。

(4) ＪＩＣＡの各事業年度における免除の日程は、(1)に規定する各々の元本又は利子の弁済期限の到来のたびにミャンマー連邦共和国政府は当該元本又は利子の支払を免除されるという原則に基づき、同政府とＪＩＣＡとの間で決定される。その日程は、日本国政府及びミャンマー連邦共和国政府の権限のある当局間で確認される。

(5) (3)及び(4)に規定する日本国政府の権限のある当局は、外務省及び財務省であり、(3)及び(4)に規定するミャンマー連邦共和国政府の権限のある当局は、財務・歳入省である。

3 債務は、ミャンマー連邦共和国政府に対してＪＩＣＡが行う免除の通告により免除されることになる。二千十二年四月一日から当該通告の日までの間（両期日を含む。）における債務に対する利子は、課されない。

4 ミャンマー連邦共和国政府は、改革努力を継続するために必要な措置をとる。両政府は、その改革努力の継続を共同でモニターする。

5 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年一月十五日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国駐在

日本国特命全権大使　沼田幹男

ミャンマー連邦共和国

財務・歳入副大臣　リン・アウン閣下

付表

1	千九百七十五年六月十八日
2	千九百七十七年六月二十一日
3	千九百七十八年十月二十日
4	千九百七十八年十二月二十七日
5	千九百七十九年十一月二十日
6	千九百八十年十月三十一日
7	千九百八十二年七月二日
8	千九百八十二年十一月九日（注）
9	千九百八十四年六月四日
10	千九百八十四年十一月十三日
11	千九百八十六年二月十七日
12	千九百八十七年九月二十二日

（注）8に掲げる千九百八十二年十一月九日に交換された書簡は、千九百八十六年二月十七日に両政府間で交換された書簡により修正された。

（ミャンマー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年一月十五日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国

財務・歳入副大臣　リン・アウン

在ミャンマー連邦共和国

日本国特命全権大使　沼田幹男閣下